別紙２　令和７年度の「小規模事業所加算」の算定の有無及び届出内容について【早見表】

◎「小規模事業所の要件」については、別紙１ 参照

Ｑ１　事業所が「特別地域加算対象地域」（＝別紙３のとおり）及び新潟市に所在しているか？

- はい → 当該「小規模事業所加算」は対象とはなりません。（届出等の手続きは不要です。）
- いいえ ↓

Ｑ２　現在、「小規模事業所加算」を算定しているか？

- いいえ → Ｑ６
- はい ↓

Ｑ３　① 前年度の月平均により算定しているか？　それとも、② 直近３か月の月平均により算定しているか？

① 前年度による場合 ↓

Ｑ５　今年度（＝令和６年４月～令和７年２月）の実績（月平均）が、小規模事業所の要件を満たしているか？

- はい → ◎ 令和６年度に引き続き、令和７年度も「小規模事業所加算」を算定できます。
  この場合、体制届の提出は不要ですが、当該要件を満たす算出結果等について記録に残しておく必要があります。
- いいえ → ◎ 令和７年度は、「小規模事業所加算」を算定できません。
  ⇒ ３月上旬中に速やかに、体制届（＝令和７年４月より「算定なし（非該当）」）を提出してください。

② 直近３か月による場合 ↓

Ｑ４　今年度（＝令和６年４月～令和７年３月）の実績が６か月以上ある（見込み）か？

- はい → Ｑ５
- いいえ → ◎ 令和６年度に引き続き、令和７年度も「直近３か月」の月平均により、毎月、当該加算の算定の有無を判断します。
  （※ なお、４月分算定なしの場合は、３月上旬中に速やかに体制届を提出。）

Ｑ６　今年度（＝令和６年４月～令和７年３月）の実績が６か月以上ある（見込み）か？

- いいえ → Ｑ７
- はい → Ｑ８

Ｑ７　直近３か月（12 月～２月）の実績（月平均）が、小規模事業所の要件を満たしているか？

- はい → ◎ 令和７年４月分は、「小規模事業所加算」を算定できます。（５月分以降は直近３か月平均により判断。）
  ⇒ 令和７年３月 15 日までに（必着）、「体制届」を提出してください。
- いいえ → Ｑ８

Ｑ８　今年度（＝令和６年４月～令和７年２月）の実績（月平均）が、小規模事業所の要件を満たしているか？

- はい → ◎ 令和７年度は、「小規模事業所加算」を算定できます。
  ⇒ 令和７年３月 15 日までに（必着）、「体制届」を提出してください。
- いいえ → Ｑ７